

差出人: 仙台パワーステーション(株) <info@sendai-ps.co.jp>  
送信日時: 2017年7月3日月曜日 10:13  
宛先:  
件名: お問合せに対する回答について

水戸部秀利様

仙台パワーステーション株式会社でございます。

先般（6月26日）、弊社ホームページにお問合せを頂きました件につき、以下の通り、ご回答させていただきます。

- 1) SO<sub>x</sub> 関連ですが、企画書の煙突高80m (K値7) となっています。まったく同企画の石炭火力発電所を主売電先の近隣である東京都の港湾に建設は可能ですか。もちろん、仙台港と同じような安価な更地があるという前提です。できないのであればその理由を、また認可を受けるためには煙突高をいくらする必要があるかを教えてください。

大気汚染防止法では、硫黄酸化物に係る環境基準が達成されるように、個々のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物を地域の大气環境に応じて地域別に定める定数（K値）を用いて算出することになります。このため、発電所を建設する地域に応じて、硫黄酸化物の排出量や煙突高さなどを検討することになりますが、仮定の話でもありお答えは出来かねます。

- 2) PM<sub>2.5</sub>が大气汚染と健康問題との関わりで注目されていることはご存知かと思えます。PM<sub>2.5</sub>は発生が多源性のため、1日平均35 $\mu$ g/m<sup>3</sup>の環境基準はありますが、残念ながら発生源に関する個別規制はありません。貴社が本事業を計画するにあたって、PM<sub>2.5</sub>との関連を検討なされたかどうかについてお聞かせください。
- 3) 貴社の企画書によれば、煤塵排出量は20kg/h、煤塵濃度50mg/m<sup>3</sup>N、浮遊粒子状物質（SPM）の最大着地濃度0.00041mg/m<sup>3</sup>表現されています。排出される煤塵の性状（粒子径分布）特に、PM<sub>2.5</sub>の比率についてご教示ください。

PM<sub>2.5</sub>は発生源が非常に多岐・多様であり、大气中の挙動も複雑であることから、現状ではそれぞれの発生源からの排出量や予測手法に係る十分な科学的な知見が蓄積しておらず、国において、その検討がなされている段階であります。

したがって、当社では、現在PM<sub>2.5</sub>の原因物質とされている窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん等の大気汚染物質について、脱硝装置、脱硫装置、電気集じん装置の設置による低減対策を確実に実施し、ばい煙の排出濃度や排出量を公害防止協定値以下とすることで、環境影響の低減に努めてまいります。

- 4) 貴社と同規模の四国電力の高松発電所の企画書では、煤塵濃度は10mg/■N以下となっています。「新式」の電気集塵装置を使いながら、このような5倍もの格差が生じるのはどのような理由によるのでしょうか。今後、その性能を向上させる可能性と意思はおありでしょうか。

繰り返しになりますが、他社の数値設定に関する詳細は承知しておりませんが、当社の公害防止協定値は、計画段階においてプラントメーカーの同規模発電所の計画実績や保守・管理を含めた長期的な運用を考慮しながら、関係自治体と環境基準の適合性等について十分協議の上、設定したものであります。当社としては、大気汚染防止法に基づき設定された排出基準より低い排出値を維持することにより、環境保全に万全を期してまいる所存であり、現時点において電気集じん装置の更なる性能向上は考えておりません。

- 5) 貴社の西方約2kmのところに住宅地と高砂中学校があり、そこに中野観測局があります。そのPM2.5のモニターでは、1日平均の $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を時に超えることがあります。貴社が本稼働した後、この地域のPM2.5平均濃度の上昇や、基準値超えの頻度が増大した場合、貴社はどのように考えますか。

仮定の話になりますので、回答は差し控えさせていただきます。

- 6) 貴社の事業計画、当然石炭価格や電力料金によって変化しますが、建設時の設備投資の回収予定の年数、つまり何年間石炭を燃やし続ける計画なのかお教えてください。

事業戦略に係る事項であるため、回答は差し控えさせていただきます。

以上